

弥富市キャラクターマークの使用に関する要綱

平成 18 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、平成8年10月3日の「弥富の日」を記念して、市のシンボルとなり、市民に広く愛され、コミュニケーションを活性化させると共に、市のイメージを内外に伝えるために制定されたキャラクターマークの使用について、必要な事項を定めることにより、キャラクターマークの有効的な活用を図ることを目的とする。

(使用の許可)

第2条 キャラクターマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめキャラクターマーク使用許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合はキャラクターマーク使用許可通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

3 キャラクターマークの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)がその使用に際して商標登録出願を行うことはできない。

4 キャラクターマークを使用するときは、日本国内に限るものとする。

5 キャラクターマークを使用するに当たっては、著作権表示を明示すると共に、市が指示する方法に基づき使用するものとする。

(使用の不許可)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターマークの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) キャラクターマーク制定の趣旨に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用しようとするとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定によりキャラクターマークの使用を許可しないときは、キャラクターマーク使用不許可通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第4条 使用者が申請内容等を変更する場合は、前2条の規定を準用する。

(使用許可の取消し)

第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターマークの使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に基づく規定に違反したとき。
- (2) この要綱に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。